

トマト・インターネットバンキングサービス利用規定 トマト・モバイルバンキングサービス利用規定

1 サービス内容の定義

- (1)トマト・インターネットバンキングサービス（以下「インターネットバンキングサービス」という）とは、契約者ご本人のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」という）からインターネットを利用することにより、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座に対し、「照会サービス」、「振替サービス」、「振込サービス」、「定期預金預入サービス」、「積立式定期預金預入サービス」、「定期預金明細照会サービス」、「定期預金解約予約サービス」、「税金・各種料金払込みサービス」、「公共料金自動振替申込サービス」等を行うサービスです。
- (2)トマト・モバイルバンキングサービス（以下「モバイルバンキングサービス」という）とは、契約者ご本人の情報提供サービス対応携帯電話等による情報提供サービスを利用することにより、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座に対し、「照会サービス」、「振替サービス」、「振込サービス」、「税金・各種料金払込みサービス」等を行うサービスです。
- (3)利用対象者は、当行所定の申込書により本サービスの利用申込みをおこなった、普通預金（総合口座を含む）、貯蓄預金、定期預金、積立式定期預金を保有する個人とします。契約者は、本規定を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用することに同意することとします。なお、本サービスはお一人様につき一契約とさせていただきます。
- (4)本サービスを利用できる口座は、契約者が当行所定の申込書により申し込んだ、名義・住所が同一で当行指定の種類の当行本店の契約者本人口座（以下「利用口座」という）とし、かつ、利用口座として申込みができるのは20口座までとします。本サービスの申込みにあたっては、ご利用口座の中から1つを「代表口座」（但し貯蓄預金、カードローン専用口座、定期預金、積立式定期預金は除く）として指定し、それ以外は「登録口座」とします。また、定期預金口座開設済の総合口座預金をお申込みいただいた場合は、当該総合口座定期預金も登録口座とします。ただし、当行所定の方法により契約者から登録不要の申し出があった場合は、当該総合口座定期預金の登録はいたしません。
- (5)本サービスの利用に際し、「振替」、「振込」、「定期預金預入」、「積立式定期預金預入」、「税金・各種料金払込」等の依頼を受けて利用口座から資金を引き落とす場合、もしくは本サービスの利用手数料を代表口座から引き落とす場合は、各種預金規定またはカードローン契約書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6)取扱時間は、当行が別途定めた時間内とします。ただし、当行は取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。なお、当行の責にやらない回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。
- (7)当行所定の利用料（消費税込）を当行所定の方法により引落しします。なお、振込手数料は別途必要です。利用手数料は代表口座、振込手数料については利用口座より引落しします。領収書等の発行はいたしません。当行は利用手数料、振込手数料の支払方法等の変更、または、本サービスに係る諸手数料の新設、改定を契約者に事前に通知することなくおこなう場合があります。手数料の引落しは、各種預金規定またはカードローン契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (8)本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。高、モバイルバンキングサービスでは一契約につき一携帯電話会社毎に一携帯端末でのご利用となります。従って、お一人様で同一携帯電話会社での複数の携帯端末を利用したり、一台の携帯端末を家族等の複数契約者で利用することはできません。
- (9)インターネットバンキングサービスまたはモバイルバンキングサービスの利用にあたっては、電子メールアドレスの登録が必要になります。契約者は、当行からの通知等の手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。契約者は届け出の電子メールアドレスについて変更があった場合、契約者自身が端末により届け出るものとします。変更の届け出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものと取り扱致します。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2 照会サービス

- (1)インターネット・モバイルバンキングサービスを受付けることのできる契約者の端末（以下「端末」という）を使用して契約者からの依頼に基づき、ご利用口座について次の口座情報を提供するものとします。
 - ①口座残高
本サービスでは、契約者の依頼に基づき、契約者の指定する利用口座について、当行所定の期間について口座残高の照会、および入出金明細の照会を行うことができます。
 - ②定期預金明細（インターネットバンキングサービスのみ）
契約者の依頼に基づき、契約者の指定する登録口座の定期預金について、定期預金明細の照会を行うことができます。
 - ③入出金明細
契約者の依頼に基づき、代表口座・登録口座の取引内容について当行所定の期間分の照会を行うことができます。
- (2)依頼方法は、端末より当行所定の操作方法により入力項目を正確に入力してください。
- (3)依頼内容については、契約者に確認画面を表示しますので、内容が正しい場合には、当行が指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。取引依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。
- (4)照会対象日は、当行が別途定めた期間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。

3 振替サービス

- (1)本サービスでは、契約者の依頼に基づき、支払指定口座から契約者が指定した金額を引落しうえ、入金指定口座へ入金を行います。
- (2)1取引あたり、および1日あたりの振替金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行所定の上限金額は、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (4)振込サービス
1)契約者から端末を使用した振込の依頼に基づき、次のサービスを提供するものとします。
 - ①本サービス利用時、振込資金等の引落し口座として契約者が指定した利用口座（以下「支払口座」という）から、契約者が指定した金額と振込手数料の両方を引落とし、契約者が指定する当行またはその他の金融機関の国内本店の口座（以下「入金口座」という）へ入金
 - ②前項①にて依頼した取引の取消（ただし、当日指定の取引については取消すことはできません）
 - ③前項①にて依頼した取引内容の照会
 - ④前項②にて取消した内容の照会

2)振込の依頼方法

- ①端末より当行の定める方法および操作方法により、所定の内容を正確に入力してください。
- ②入金口座の指定は、契約者が振込先をその都度指定（以下、都度指定方式という）する方式によるものとします。
- 3)振込の予約指定日
当行の別途定めた期間内において指定することができます。当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更する場合があります。
- (4)振込の依頼確定
①ご依頼内容については、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行指定の方法で確認した旨を当行に伝達してください。当該取引の依頼は、当行が伝達された内容を確認した時点で確定するものとします。
②当日の依頼で振込の依頼が確定した場合、当行はただちに支払口座より振込金額と振込手数料を引落しうえ、当行所定の振込の手続きをします。
また、振込の予約依頼については、依頼が確定した場合、当行は指定日に支払口座より振込金額と振込手数料を引落しうえ、当行所定の手続きにより資金をお預りし、振込の資金に充当するものとします。
- (5)資金の引落し
資金の引落しは、各種預金規定またはカードローン契約書にかかわらず、通帳、カードおよび払戻請求書の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(6)予約の取消

振込予約の取消については、振込指定日の前日までにおこなう場合に限り、契約者は端末を用いて所定の方法により取消をおこなうことができます。

(7)取引限度額

この取扱による1契約者の1日あたりの取引金額は、当行所定の金額を上限とし、契約者がその範囲内において端末より届出るものとします。1日あたりの取引限度額の対象は、同一日に受付けた取引とし、振込手数料は含みません。限度額を超えた取引依頼については、当行は受け付ける義務を負いません。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の1日限度額を変更する場合があります。

(8)サービスの取扱ができない場合

- 以下に該当する場合、振込サービスの取扱はできません。
- ①支払口座が解約されているとき。
 - ②振込処理時に振込金額と振込手数料の合計金額が支払口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）を超えるとき。
 - ③契約者から支払口座への支払停止の届出があり、それに基づいて当行が所定の手続きをおこなったとき。
 - ④差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- 以上の場合、当該取引がおこなわれなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(9)依頼内容の確認

振込依頼確定後、契約者は端末にて振込受付結果を必ず確認することとします。また、振込の指定日に、照会サービス、または通帳記入により振込の取引結果を確認してください。なお、依頼した振込は取引結果については、当行が一定期間保管している記録内容を正當なものとして扱います。

(10)組戻し

- ①確定した振込の依頼に基づき、当行が発信した振込資金が指定口座へ入金できず振込先金融機関から返却された場合は、支払口座へ入金するものとします。この場合、振込手数料はお返ししません。
- ②確定した振込の依頼に基づき、当行から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しの依頼をする場合は、支払口座の口座開設日に当行所定の方法により申込みものとします。
- ③当行は、当行所定の方法により契約者の本人確認をおこない、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。振込先の金融機関より返却された振込資金は、支払口座へ入金するものとします。この場合、当行所定の組戻し手数料を支払口座より引落しします。なお、当該振込にかかった振込手数料はお返ししません。
- ④組戻しは、振込先の金融機関の承諾後におこなうものとします。したがって、当行が組戻し依頼を受けた場合であっても、組戻しできない場合があります。この場合は、組戻し手数料はいただきません。

5 定期預金預入サービス（インターネットバンキングサービスのみ）

契約者の依頼に基づき、支払指定口座から契約者が指定した金額を引落しうえ、事前に登録している定期預金口座へ入金指定口座として、定期預金の預入処理を行います。

6 定期預金解約予約サービス（インターネットバンキングサービスのみ）

契約者の依頼に基づき、契約者が指定した支払指定口座の定期預金の満期到来分を支払うえ、その元利金を契約者が指定した入金指定口座へ入金します。定期預金の解約申込みは、当行所定の期間中に取扱ができません。

7 税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

- (1)税金・各種料金払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます。）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」という。）の払込みを行うため、利用者が利用者のパソコン、情報提供サービス対応携帯電話等より当行のインターネットバンキングサービスまたはモバイルバンキングサービスを利用して、払込資金をインターネットバンキングサービスまたはモバイルバンキングサービスにかかる利用者の預金口座から引き落とす（総合口座取引規定およびローンカード規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含む。以下同じ。）ことにより、料金等の払込みを行う取扱いをいいます。
- (2)料金等払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。
- (3)利用者のパソコンおよび情報提供サービス対応携帯電話等において、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。ただし、利用者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合（以下、情報リンク方式という）は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が本サービスに引き継がれます。情報リンク方式はモバイルバンキングサービスでもご利用いただけません。
- (4)前項本文の照会または前項世書のリソースの結果として利用者のパソコンおよび情報提供サービス対応携帯電話等の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、利用者の口座番号、パスワード、加えて当行が必要と判断した場合は合言葉その他当行所定の事項を正確に入力してください。
- (5)当行が受信した利用者の口座番号、パスワード、合言葉と、届出の利用者の口座番号、パスワード、合言葉との一致を確認した場合は、払込資金を預金口座から引き落とします。
- (6)料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込内容を確認して払込資金を預金口座から引き落とす時に成立するものとします。
- (7)次の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - ①停電、故障等により取り扱えない場合
 - ②申込内容に基づき払込金額に当行所定の利用手数料を加えた金額が手続時点において利用者の口座より払戻すことのできる金額（当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。）を超える場合
 - ③利用金額が、当行の定めた範囲を超える場合
 - ④利用者の口座が解約済みの場合
 - ⑤利用者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑥差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合
 - ⑦収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - ⑧当行所定の回数を超えてパスワード、合言葉を誤って利用者のパソコンおよび情報提供サービス対応携帯電話等に入力した場合
 - ⑨その他当行が必要と認めた場合

(8)料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用ができない場合があります。

(9)料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができます。

(10)当行は、料金等払込みにかかる領収書（領収証書）を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での取引手続きの結果等その他収納に関する照会については、収納機関に直接お問合せください。

- 1)収納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
- 2)当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。
- 3)料金等払込みにかかるサービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払ったいただくことがあります。
- 4)前号の利用手数料は、利用者の指定する口座から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

8 公共料金自動振替申込サービス（インターネットバンキングサービスのみ）

- (1)契約者の依頼により、契約者の指定する登録口座について、当行所定の収納企業への諸料金の支払に関する預金口座振替契約を締結することができます。
- (2)契約者が前項の口座振替を依頼する場合は、別途定めた口座振替規定を承認するものとします。
- (3)各収納企業への届出書は、契約者に代わって当行が作成します。諸料金等の口座振替の開始時期は各収納企業の手続完了後とします。

9 「契約者ID」「パスワード」「合言葉」

(1)パスワードの登録

契約者は、利用申込みにあたり申込書により「ログインパスワード」と「確認パスワード」を届出るとします。「ログインパスワード」と「確認パスワード」は契約者以外から推測可能な生年月日や電話番号等の指定は避けてください。当行は、契約者IDを記載した「トマト・インターネット・モバイルバンキングサービスご利用者カード」(以下、ご利用者カードという)を契約者に発行し、当行に届け出の住所へ郵送します。なお、契約者本人へお届けできない場合は、本サービスを解除することがあります。

(2)合言葉の登録

インターネットバンキングサービスの利用にあたっては、前項に定めるパスワードに加えて、あらかじめ当行所定の質問を選択して、その質問に対する「合言葉」を登録し、通常利用する端末を指定できるものとします。

(3)本人確認

①サービス利用時に契約者本人の端末を使用して、契約者ID、「ログインパスワード」・「ワンタイムパスワード」・「確認パスワード」(以下、パスワードという)を入力し送信するものとします。加えて、当行が必要と判断した場合は、契約者があらかじめ選択した質問のいずれかが表示されるので、当該質問に対する「合言葉」を入力し送信するものとします。

②前項の操作により当行が受信した契約者ID、パスワード、合言葉が、当行に届け出た内容と一致した場合には、当行は送信者を契約者本人とみなします。ただし、契約者本人とみなした場合でも、当行が不正利用の可能性があると判断した場合は、サービスの利用を中断します。

③当行が本規定に従って本人確認をして取引を実施した場合、契約者ID、パスワード、合言葉について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者本人の意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。但し、損害の発生が盗取された契約者ID、パスワード、合言葉を用いて行われた第三者の故意による不正な払い戻し(以下「不正な払戻し」という)によるものである場合、契約者は、後記10に定める補てんの請求を申し出ることができるものとします。

④届け出られた契約者ID、パスワードと異なる入力が続続しておこなわれ、当行が定める回数に達した場合は、当行はサービスの取扱いを中止します。契約者が再度サービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により届出をおこなうものとします。

⑤届け出られた合言葉と異なる入力が連続しておこなわれ、当行が定める回数に達した場合、当行はサービスの取扱いを当行所定の時間内において中止します。これを当行が定める回数を繰返した場合、当行はサービスの取扱いを中止します。契約者が再度サービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により届出をおこなうものとします。

(4)契約者ID、パスワード、合言葉の管理

契約者ID、パスワード、合言葉については、契約者が第三者に知られないように自らの責任において厳重に管理するものとします。これらにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故により生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、契約者ID、パスワード、合言葉の当行への問合せには応じられません。

(5)契約者ID、パスワード、合言葉の失念

契約者ID、パスワード、合言葉を失念または漏洩した場合、または、その恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の書面により届出てください。当行への届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6)「ログインパスワード」「確認パスワード」の変更

①書面による変更

契約者は、代表口座のお印印による記名押印と変更後パスワード等当行所定の事項を記入した書面にて届出を行うこととします。

②端末操作による変更

契約者は当行所定の端末操作により、変更前と変更後のパスワードを当行に送信することにより変更ができます。ただし、変更前のパスワードが当行の保持している最新のパスワードと一致しない場合は変更できません。なお、契約者IDの変更はできません。

(7)「合言葉」の変更

①書面による変更(初期化)

契約者は、代表口座のお印印による記名押印と合言葉の初期化等当行所定の事項を記入した書面にて届出を行うこととします。この届出により、当行は合言葉を初期化するので、契約者は第2項に定める合言葉の登録を行うこととします。

②端末操作による変更

契約者は当行所定の端末操作により、改めて質問を選択し、合言葉を変更できます。

10 インターネット・モバイルバンキングサービスによる預金等の不正な払戻しへの対応

個人のお客さまが、インターネット・モバイルバンキングサービスにより不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合、普通預金規定および下記の規定に準じ、対応いたします。ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」がある場合の補償については、お客さまのご事情を真摯にお伺いし、個別に対応させていただきます。

(1)インターネット・モバイルバンキングサービスによる不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という)については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

①当該払戻しによる被害に気づいてから訴すみや、当行への通知が行われていること
②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
③警察署への被害事実等の事情説明について真摯な協力が行われていること

(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする)前の日以降になされた払戻し額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であり、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、当該払戻しが行われた日から、2年を経過する日に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
ア 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
イ 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事利用人によって行われたこと
ウ 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②当該払戻しが、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てん請求には応じることとはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11 届出事項の変更等

(1)契約者は、本サービスに関する届出事項に変更があった場合は、代表口座のお印印を押印した当行所定の書面により代表口座の開設店にただちに届出るとします。変更の届出は当行が変更処理を完了した後に有効となります。変更処理が終了するまでに発生した損害については、当行は一切責任を負いません。

(2)届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知、または送付する書類が遅延、または到着しなかった場合には、通常到達すべきとみなされる時点に到達したものとします。

12 成年後見人等の届出

(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。

(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。

(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。

(4)前3項の届出事項に、取消または変更等が生じた場合にも届出てください。

(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13 解約等

(1)このサービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。当行への解約通知は当行所定の書面によるものとします。なお、解約は当行の解約手続きが完了した後に有効になるものとします。解約処理が終了するまでに発生した損害については、当行は一切責任を負いません。

(2)代表口座を解約された場合は、本サービスの契約はすべて解約します。

(3)登録口座を解約された場合は、当該口座に関する本サービスの契約は解約します。また、登録口座において、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、当行がこの登録口座を解約する場合は、契約者に事前に通知することなく、当該口座に関する本サービスの契約は解約します。

(4)契約者に以下の各号に定める事由が1つでも生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。

- ①1年以上にわたり本サービスの利用がない場合
- ②住所変更の届出を怠るなどにより当行において契約者の所在が不明になった場合
- ③契約者が当行の取引約定に違反した場合等、当行が本サービス解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ⑥相続の開始があったとき
- ⑦当行が支払うべき手数料を延滞したとき
- ⑧契約者が本規定に違反して不正に本サービスを利用する等、当行が本サービスを緊急に停止することを必要とする相当の事由が発生したとき
- ⑨「ご利用者カード」が郵便不着等で返却された場合
- ⑩代表口座において、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、当行がこの代表口座を解約する場合

(5)本サービスの解約以前に受け付けた依頼については、取引有効とします。

14 免責事項

(1)当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに携帯電話、インターネット等の不通により、本サービスの取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2)公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、契約者の契約者ID、パスワード、合言葉等または照会口座の残高ならびに出入金明細等の取引情報が漏洩し、あるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

(3)システムの更改あるいは障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

(4)本サービスの利用に関してその他当行の責によらない事由により契約者に生じた損害に対し、当行は責任を負いません。

(5)システムの変更・災害等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったとき、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。

(6)本サービスに使用する契約者自身の機器および通信媒体が正常に移動する環境については、契約者自身の責任において確保してください。当行は、当契約により通信機器が正常に稼働することを保証するものではありません。通信機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害については当行は責任を負いません。

(7)当行が各種書類に使用された印影を代表口座ならびに登録口座の届出印影の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、その各種書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

15 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、振込規定、キャッシュカード規定、各種カードローン規定、口座振替規定等の各規定により取扱います。

16 規定の変更

この規定の内容については、契約者に通知することなく変更することができます。この場合、当行は当行のホームページ上の「トマト・インターネットバンキングサービス利用規定、トマト・モバイルバンキングサービス利用規定」を改訂し、表示します。なお、変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとします。

17 サービスの追加

本サービスに今後追加されるサービスについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。但し、当行が指定する一部のサービスについてはこの限りではありません。サービス追加時には、本規定を追加・変更する場合があります。

18 サービスの廃止

本サービスで実施しているサービスについて、当行は契約者に事前に通知することなく廃止する場合があります。サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

19 サービスの中止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを中止することができます。

20 通知手段

契約者は、当行からの通知・確認・ご案内の手段として電子メールが利用されることに同意するものとします。契約者は、届出の電子メールアドレスについて変更があった場合、契約者自らが端末より届出るとします。変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものと取り扱います。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

21 リスクの承諾

契約者は、パンフレット等に掲載されている通信の安全性のために採用している当行所定のセキュリティ手段、盗聴等の不正利用等のリスク対策、および本人確認手段について理解し、リスク内容を承諾したうえで、本サービスの利用をおこなうものとし、これらの処理にかかわらず不正利用により契約者が損害をうけた場合、当行は責任を負いません。

22 海外からの利用について

本サービスは国内からの利用に限るものとします。海外からの利用により生じた損害については、当行は責任を負いません。

23 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年とし、契約者または当社から特に申し出のない限り、契約満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

24 譲渡、買入れ等の禁止

本サービスに基づき利用者の権利は、譲渡、買入れ、第三者への貸与などはできません。

25 宣伝印刷物等営業案内送付の同意、および中止の申出

(1)契約者は、当行および当行と個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するため、契約者に宣伝印刷物の送付等の営業のご案内をすることに同意します。

(2)契約者は、当行および当行と個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業に対し、宣伝印刷物の送付等営業案内の申出をすることができます。ご連絡先 トマト銀行お客さまサポートセンター フリーコール 0120-31-1010

26 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。